

4 3 デジタル社会の実現に向けたDXの推進について

(財務省、デジタル庁、総務省、経済産業省、内閣府、厚生労働省)

【内容】

- (1) デジタル社会実現の阻害要因となる目視・実地監査や定期検査・点検、書面・対面等のアナログ規制の見直しに当たっては、国が採用するデジタル活用の具体的な手法や手順等に係る情報の共有を行うなど、地方自治体の自主的な見直しに対する積極的な支援を行うこと。
- (2) 自治体情報システムの標準化・共通化は、地方自治体の意見を十分に反映して進めるとともに、システム改修等について、財政的負担の軽減を図ること。また、地方自治体の状況を勘案し、適切な移行期限を設定すること。
- (3) ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度を始めとした情報通信基盤の整備・運用に係る支援施策については、条件不利地域における民間事業者の参入を促し、持続的かつ安定的なサービスの提供が可能となるものとする。
- (4) 革新的なデジタル技術を活用した新製品・サービスの開発や実証実験に係る支援や税財政上の優遇措置など、地域におけるイノベーションや魅力的な産業創出を図るための支援制度を充実すること。とりわけ、中小企業・小規模事業者がデジタル技術を導入する意識付けやスムーズな導入ができるよう普及啓発を図るとともに、人的・税財政的な支援の強化を図ること。
- (5) DXの推進を人材育成面から支援するため、民間のニーズを踏まえた在職者向けの研修・講習の実施など、デジタル技術を活用できる人材の育成を行うとともに、地方自治体等が実施する事業に必要な財政措置を講ずること。

(背景)

- 2022年6月にデジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が示され、法令等に基づくアナログ規制の見直しが進められており、本県においても、2022年11月に公表された「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」を参考に、アナログ規制となっている条例等の洗い出しを実施している。
見直しに当たっては、現在、アナログ手法で達成されている業務の目的が、デジタル化によっても達成されることを前提として、地域の実情等に応じて地方自治体が主体的に工夫して進められるよう、引き続き、取組過程における情報の共有などの国の積極的な支援が必要である。
- 自治体システムの標準化・共通化について、システム移行費用に対するデジタル基盤改革支援補助金は、団体規模及び人口区分により補助上限額が設定されており、補助金の増額等については具体的な方針が示されていない。加えてシステムが活用するガバメントクラウド利用料についても、地方自治体における財政負担の増大が懸念されている。
また、2023年9月に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」の改定が閣議決定され、移行期限の延長について追記がなされたが、対象となるシステムは極めて限定的なものとして示されている。
- 本県の北設楽郡3町村（設楽町、東栄町、豊根村）の広域事務組合で運営している公設公営の北設情報ネットワークでは、機器の更改・修繕に関する費用負担や、新たな設備投資の必要性などから、事業の民間譲渡に向けた検討を進めている。一方で、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するため、維持費用の一部を交付金で支援するユニバーサルサービス制度が2022年6月に創設されたが、交付金の算定方法等は、国において検討が進められており、具体的な内容は未定である。
- 第4次産業革命の進展や自動車産業におけるCASE・MaaSの動きなど、競争力の源泉としてデジタル技術の重要性が非常に高まっている中、本県では、自動運転やロボットなど、当地域の強みであるモノづくりとデジタル技術を融合した革新的技術の社会実装に向けた取組や、中小・小規模企業におけるデジタル技術の導入支援、2030年に世の中での普及が見込まれる、5G等デジタル技術を活用した近未来の事業・サービスを先行的に中部国際空港島及び周辺地域での実用化を目指す「あいちデジタルアイランドプロジェクト」、国内最大級のスタートアップ支援拠点「STATION Ai」プロジェクトによるスタートアップ・エコシステムの形成など、愛知発のイノベーション創出に向けた施策に全力をあげている。
こうした地域の先駆的な取組が一層進展するよう、国家戦略特区制度などによる規制緩和や、DX投資促進税制・IT導入補助金といった税財政上の優遇措置の充実を図るとともに、中小・小規模企業を含め、産業競争力の強化に向けたDXの重要性を広く浸透させていく必要がある。
- 2030年には全国で45万人（中位推計）のデジタル人材が不足すると予測されるなど、人材不足が懸念されており、デジタル技術を活用して製造業を始めとする産業のデジタル化・DXを推進できる人材の育成が求められる。

4 4 地方税財源の確保・充実について

(財務省、総務省)

【内容】

- (1) 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額については、社会保障関係費の一層の増加などを踏まえ、確実な充実を図ること。
- (2) 地方の歳出や税収の動向を的確に把握し、地方交付税総額を増額するとともに、臨時財政対策債を縮減し、廃止すること。
- (3) ふるさと納税について、更なる見直しを行うこと。
- (4) 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に基づく、地方税体系に関する検討に際しては、丁寧に議論を積み重ねるとともに、地方税全体を充実させ、地方の役割に見合った税財源を確保すること。

(背景)

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」では、2022 年度から 2024 年度までの 3 年間、地方一般財源総額について、2021 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされたが、2025 年にかけて団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となることなどに伴い、社会保障関係費が大きく増加することから、これまでのように他の歳出の削減や行政改革等で吸収していくことは極めて困難である。

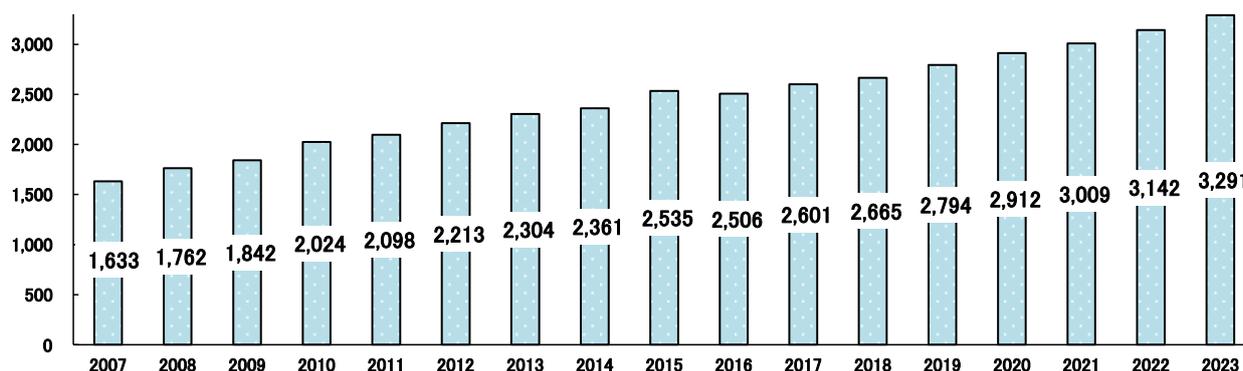
また、国、地方を挙げて取り組まねばならないこども・子育て政策については、「こども・子育て支援加速化プラン」を着実に進めるとともに、施策の充実に伴って生じる地方の財政負担について、国の責任において必要な財政措置を講じるべきである。さらに、地域の実情に応じ地方自治体が独自の判断で行う対策については、地方自治体の創意工夫が活かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図るべきである。

加えて、現下の物価高騰対策などの重要課題にも対応していく必要があることから、2024 年度以降において同水準にとどまらず確実な充実を図るべきである。

(参考)

◇ 愛知県の扶助費の推移

(億円)

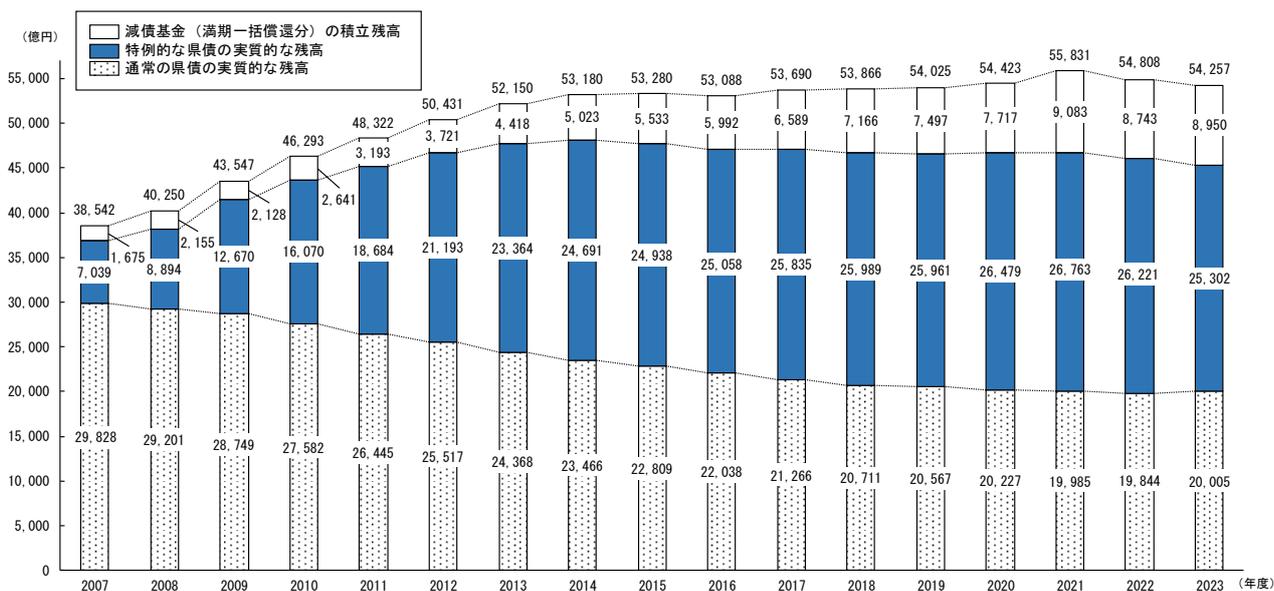


(注) 2022 年度までは最終予算額。2023 年度は当初予算額。

- 臨時財政対策債償還額の累増は、地方財政全体の持続可能性の観点からも大きな課題となっている。令和5年度地方財政計画では臨時財政対策債が大幅に縮減され、令和6年度地方財政収支の仮試算においても縮減が見込まれているが、さらに、地方交付税総額を増額するとともに、地方交付税法の本来の姿に立ち戻り法定率の引上げ等により交付税原資を拡充し、臨時財政対策債を廃止するべきである。

(参考)

◇ 愛知県の県債残高の推移



(注) 1 2021年度までは決算額、2022年度は決算見込額、2023年度は当初予算額ベース。
 2 減債基金(満期一括償還分)とは、一定年限後(満期)に全額償還する方式の県債の償還に備えて、総務省が示す積立ルールに基づき毎年度発行額の30分の1を積み立てるもの。
 3 実質的な残高とは、名目上の残高から減債基金(満期一括償還分)積立残高を控除した額を指す。
 4 特例的な県債は、臨時財政対策債、減収補填債(特例分)、減税補填債、臨時税収補填債、退職手当債、調整債、第三セクター等改革推進債、除却債、猶予特例債の計。

- 本県においては、ふるさと納税制度創設以降、受入額よりも控除額の方が大きい状況が続いており、その差引額は年々拡大している。

被災地支援や新型コロナウイルス感染症対策等の制度本来の趣旨に沿った取組は否定するものではないが、一方で、返礼品に経費をかけることで、福祉や教育、インフラ整備など本来必要な行政サービスに充てるべき税がその分失われていることから、更なる見直しを行うべきである。

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」では、「税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。」とされたが、この問題については、丁寧に議論を積み重ねるべきであり、何より重要なのは、地方税全体を充実させ、地方の役割に見合った税財源を確保するとともに、日本全体を活性化させ、税収全体のパイを拡大させることである。また、政府においては、都市と地方の自立・連携・共生を図る観点から、企業や大学の地方への移転・分散といった地方創生の取組みをより強力に加速化させるべきである。

4 5 デジタル田園都市国家構想について

(財務省、内閣官房、内閣府)

【内容】

- (1) 県・市町村の「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略の着実な推進について、総合的な支援を図ること。
- (2) 「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）」については、地方の創意工夫を最大限に生かし、地域の実情に応じた施策に活用できるよう、必要な財源を継続的に確保するとともに、制度運用を柔軟なものとする。

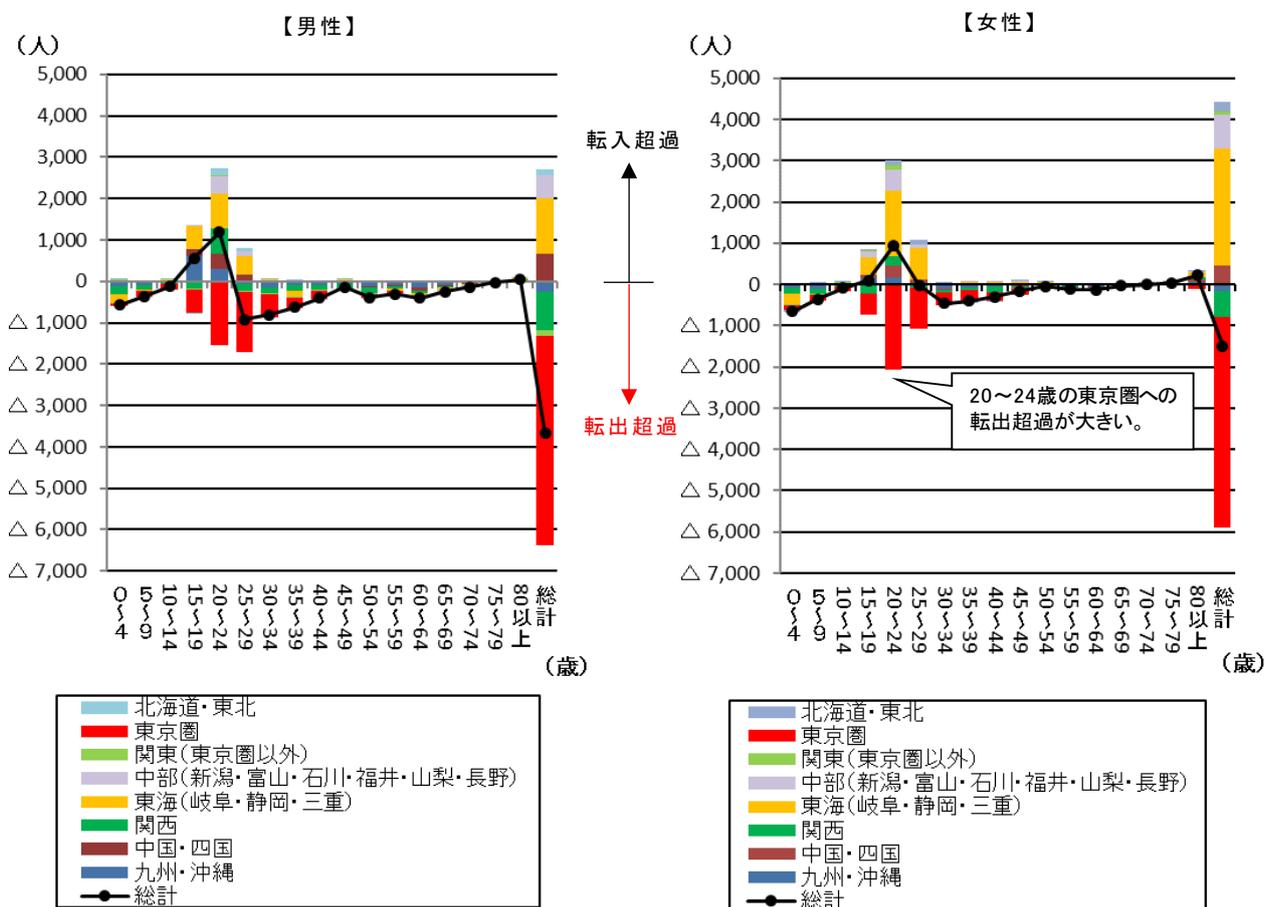
(背景)

- 本県では、本年10月に、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、新たな総合戦略を策定した。この総合戦略を本県の「人口問題対策プラン」として位置づけるとともに、地方創生の実現に向けた取組を継続的に進めることとしている。
- 本県の人口は、2020年に、本県調査開始以来、初めて減少に転じ、2022年まで3年続けて減少となった。さらに、本県の人口移動の状況を見ると、若年層の女性を中心に東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）への転出超過が続いており、こうした東京圏への転出超過を抑制することが、本県の地方創生の大きな課題となっている。
- 人口減少にできる限り歯止めをかけるとともに、人口減少下でも安心・快適に暮らせる社会づくりを進めていくためには、引き続き、国による情報・人材・財政面での支援が不可欠である。
- デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）については、前年同水準の財源が確保されているが、2023年度は予算の範囲内での交付が困難なことを理由に支援がされなかった事業があることから、2024年度は十分な財源を確保する必要がある。
- また、長期計画で、1/2の地方負担を求めるものにも関わらず、事業申請要件等詳細が申請期限近くまで示されないことから、事業の効率的な実施や計画的な事業の設計が困難となっている。

- さらに、条件不利地域における市町村においては、同交付金の申請要件のうち官民協働及び地域間連携を満たすことが難しくなっているため、要件の緩和が求められている。
- 地方創生移住支援事業については、支給要件の緩和等に伴い、支給実績が年々増加している。今後、大学卒業後に地方に移住する学生を支援対象とする等の支援の強化が見込まれる中、年度途中においても実績に見合った交付を受けられるよう必要な財源の確保が求められる。

(参 考)

愛知県と地域ブロック別の転出入状況（日本人・年齢5歳階級・男女別）（2022年）



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（2022年）

4 6 地方分権改革の推進について

(財務省、内閣官房、内閣府、総務省)

【内容】

- (1) 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。このため、国から地方への権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進め、地方の自主性・自立性を高めるものとする。
- (2) 地方分権改革に関する提案募集により、本年度分の提案が地方から提出されているが、これらの提案については、地方分権改革有識者会議等も有効に活用しつつ、関係府省と十分な調整を行い、できる限り提案の実現を図っていくこと。
- (3) 国から地方への権限移譲について、移譲される事務・権限を地方が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講じ、その内容を明確にするとともに、技術的助言等必要な支援を実施すること。
- (4) 「従うべき基準」をはじめとした義務付け・枠付けの見直しなど地方に対する規制緩和等を推進し、地方が自らの判断と責任において施策を実施する仕組みに改めること。
- (5) 国と地方の役割分担に見合うよう、国から地方への大幅な税源移譲を実現すること。
- (6) 道州制の基本的な理念や方針、導入に向けた工程などを定めた基本法を、国民的な議論を喚起しながら、早期に制定し、地方分権改革の究極の姿として道州制の実現を図ること。

(背景)

- 地方分権改革は、住民に身近な行政はできる限り地方に任せることで、国は、国家の存立の根源に関わるもの、国家的危機管理、真に全国的な視点に立って行わなければならないものなどに国家機能を集約し、国と地方の役割分担を徹底して見直す取組である。自らの判断により、地域づくりができるよう、改革を推進することが必要である。
- 地方分権改革に関する提案募集について、2月から5月下旬にかけて地方からの提案が募集され、現在、内閣府において関係府省との調整が行われている。その際には、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、着実かつ強力に進められるべきである。

昨年 の 提 案 に つ い て は、昨 年 12 月 20 日 に、「令 和 4 年 の 地 方 か ら の 提 案 等 に 関 す る 対 応 方 針」が 閣 議 決 定 さ れ、内 閣 府 と 関 係 府 省 と の 間 で 調 整 が 行 わ れ た 地 方 か ら の 提 案 235 件 の う ち、198 件 が「提 案 の 趣 旨 を 踏 ま え 対 応」、15 件 が「現 行 規 定 で 対 応 可 能」と さ れ た。「提 案 の 趣 旨 を 踏 ま え 対 応」と さ れ た も の の 一 部 は 第 13 次 一 括 法 に よ り 措 置 さ れ た が、そ の 他 の 中 に は、引 き 続 き 検 討 を 行 う と さ れ た も の も あ り、現 時 点 に お い て 実 質 的 に は 提 案 の 実 現 に 至 っ て い な い も の が 多 数 含 ま れ て い る。

- 国 から 地 方 へ の 権 限 移 譲 に つ い て は、移 譲 に 伴 う 確 実 な 財 源 措 置 を 講 じ、そ の 内 容 を 明 確 に す る と と も に、技 術 的 助 言 や マ ニ ュ ア ル の 整 備、研 修 な ど の 支 援 の 実 施 が 必 要 で あ る。
- 新 規 立 法 に よ り、地 方 が 実 施 し な け れ ば な ら な い 事 務 事 業 の 増 加 や「従 う べ き 基 準」の 新 設 と い っ た 状 況 が 生 じ て い る こ と か ら、新 た な 事 務 事 業 や 義 務 付 け・枠 付 け が 必 要 最 小 限 の も の と な る た め の 仕 組 み を 構 築 す る こ と が 必 要 で あ る。
- 道 州 制 は、広 域 自 治 体 の あ り 方 を 見 直 す こ と で、国 と 地 方 の 双 方 の 政 府 を 再 構 築 し よ う と す る も の で あ り、そ の 導 入 は 地 方 分 権 を 加 速 さ せ、国 家 と し て の 機 能 を 強 化 し、国 と 地 方 を 通 じ た 力 強 く 効 率 的 な 政 府 を 実 現 す る も の で あ る。

(参 考) 本 県 の「地 方 分 権 改 革 に 関 す る 提 案 募 集」に 対 す る 提 案 (令 和 5 年)

提 案 事 項	制 度 の 所 管 関 係 府 省 庁
補 助 金 申 請 等 に 係 る 都 道 府 県 へ の 事 務 委 任 の 廃 止 (共 同 提 案 団 体 : 福 島 県)	文 部 科 学 省 (文 化 庁)
補 助 金 及 び 支 援 事 業 の 申 請 等 に 係 る 都 道 府 県 経 由 事 務 の 廃 止 (共 同 提 案 団 体 : 福 島 県、静 岡 県、長 崎 県)	文 部 科 学 省 (文 化 庁)
地 域 公 共 交 通 確 保 維 持 事 業 費 補 助 金 に お け る 補 助 系 統 の 地 域 公 共 交 通 計 画 へ の 位 置 付 け を 不 要 と す る 場 合 の 明 確 化 (共 同 提 案 団 体 : 知 多 市、美 浜 町、秋 田 県、高 知 県)	国 土 交 通 省
地 方 ス ポー ツ 推 進 計 画 の 策 定 及 び 同 計 画 の 進 捗 管 理 に お け る 負 担 軽 減 (共 同 提 案 団 体 : 福 島 県、新 潟 県)	文 部 科 学 省 (ス ポー ツ 庁)
補 助 金 に お け る 仕 入 控 除 税 額 報 告 ・ 返 還 事 務 の 事 務 簡 素 化	厚 生 労 働 省
養 護 教 諭 配 置 基 準 の 見 直 し ※ (共 同 提 案 団 体 : 岐 阜 県、三 重 県、大 阪 府、高 知 県)	文 部 科 学 省

※ 提 案 団 体 か ら 改 め て 支 障 事 例 等 が 示 さ れ た 場 合 等 に 調 整 の 対 象 と す る こ と と さ れ た。